

令和8年度 宮崎県私立高等学校等奨学給付金のご案内

県内・高校生用

1 概要

高校生等のみなさんが安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担軽減のため、「奨学給付金（奨学のための給付金）」を給付します。（返済不要）

2 給付の区分

- (1) 定期給付： 全学年の生業扶助受給世帯と下記【表1】に該当する世帯に対して、7月1日現在の状況に基づき判定し、年額を支給します。
- (2) 一部早期給付： 新入学時の負担軽減のため希望する新入生の保護者に対して、4月1日現在の状況に基づき判定し、年額の4分の1の額（4月～6月分）を支給します。この場合、残額（7月～3月分に相当する額）は7月1日現在の状況に基づき判定するため、別途申請書の提出が必要です。



※ 新入生は、令和7年度、令和8年度ともに給付対象世帯区分が同じ場合は、「定期給付（年額）の1回申請」または「一部給付と定期給付（残額分）の2回申請」のいずれかを希望することができます。（最終的な支給額は年額と同様です。）

【表1】定期給付 ※ 一部早期給付は下表の金額の1/4の額が支給されます。

区分 課程	区分ごとの給付額			
	生活保護（生業扶助） 受給世帯	住民税 非課税世帯	拡充世帯	
			住民税所得割合算額 105,500円未満の世帯	住民税所得割合算額 105,500円以上 182,500円未満の世帯
全日制 定時制	52,600円	152,000円	50,670円	38,000円
通信制	52,600円	52,100円	17,370円	13,030円

※ 就学支援金制度の対象外となっている外国籍の生徒は、生活保護受給世帯・住民税非課税世帯のみ支給対象となります。

3 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 国籍・在留が確認できる書類（下記のいずれか一つを提出してください。）
 - ア 高等学校等就学支援金の支給決定通知の写し
 - イ 高等学校等修学事業費補助金（高校生等・新修学支援）の支給決定通知の写し
 - ウ 高等学校等修学事業費補助金（学び直しへの支援）の支給決定通知の写し
- (3) 生業扶助受給証明書（生活保護受給を受給している方）

※ 基準日時点での生業扶助の措置状況が確認できる福祉事務所等による証明書を提出してください。
- (4) 保護者等全員分の所得課税証明書（生活保護を受給していない方）

※ 定期給付…令和8年度の所得課税証明書、一部早期給付…令和7年度の所得課税証明書
- (5) 口座振込先申出書

4 提出期限

- (1) 一部早期給付： 令和8年9月15日（火）
- (2) 定期給付： 令和8年12月15日（火）

5 申請方法

本年度は原則**オンライン**での申請となっております。やむを得ない理由によりオンライン申請が難しい場合に限り、書類での申請をお願いします。

① オンライン申請

必用書類を御用意の上、下記の電子申請フォームより申請をしてください。

【申請フォーム】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure/1474956070214520101>



こちらのQRコードより申請フォームにアクセスできます

② 書類申請

生業扶助受給証明書、課税所得証明書は、申請が複数名（兄弟、姉妹）の場合、申請1名につき保護者等全員分が必要となります（コピー不可）。

③ 提出先（郵送もしくは持ち込みにて提出してください。）

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 総合政策部 みやざき文化振興課 文教・奨学給付金担当

※ 申請状況及び給付日等に関するお問合せは、個人情報保護の観点から、申請者本人からのお問合せに限りお答えいたします、（配偶者やご家族からのお問合せにはお答えできません。）ご不明な点等ございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

問合せ：宮崎県みやざき文化振興課

(0985) 26-7118

【県ホームページ】

